

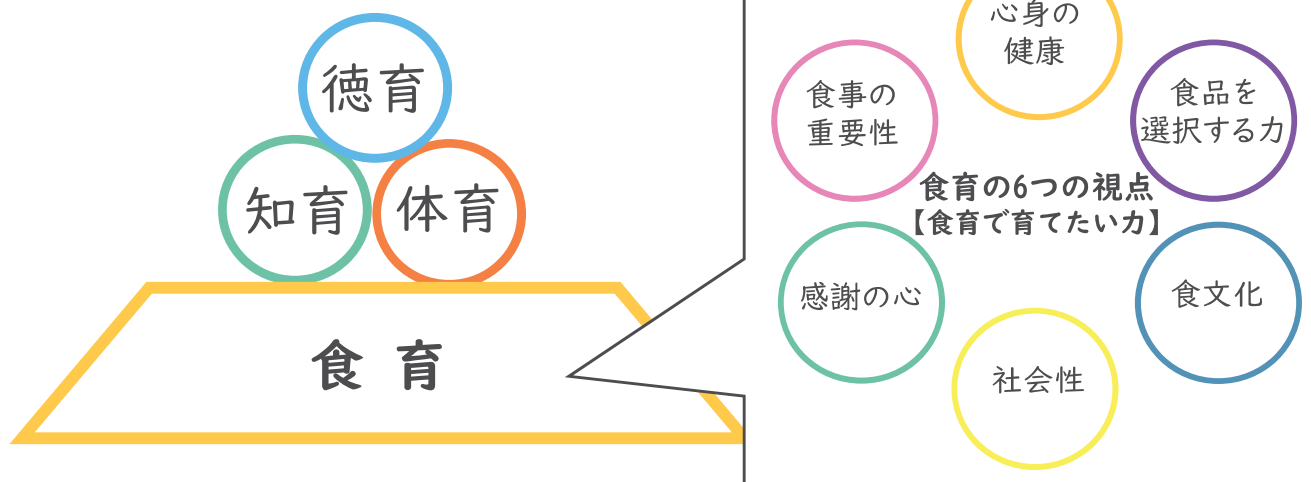
学校における食育の推進



群馬県教育委員会 健康体育課

食育とは「生きる力」を培う

- 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の**基礎**となるもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する**知識と選択する力**を習得し、
健全な食生活を**実践する**ことができる人間を育てること（食育基本法）



食生活を取り巻く現状

食育は、家庭が重要な役割を担う（食育基本法）
（家庭教育の第一歩、コミュニケーション・しつけの場、基本的生活習慣の形成）

食育を取り巻く環境の変化

世帯構成や
生活様式の変化



保護者が子どもの食生活を十分に把握、
管理することが困難に

食の外部化
・簡便化

食卓と生産現場
との距離の拡大

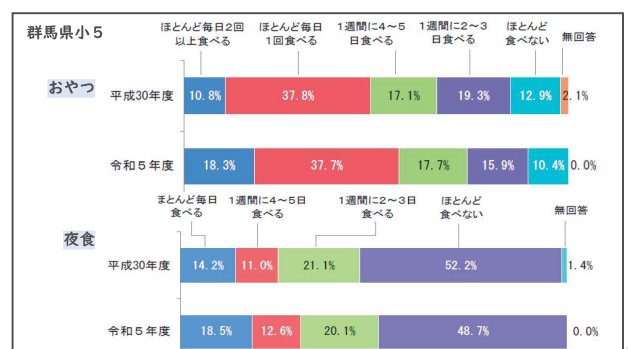
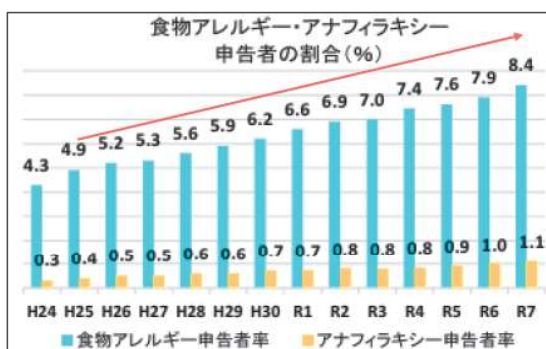
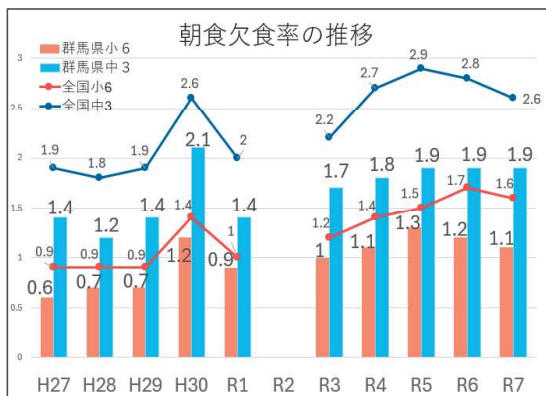
食料安全保障を
めぐる情勢変化



持続可能な食料システムへの
理解と実践が求められている

3

児童生徒の食生活や健康に関する課題



4

児童生徒の食生活や健康に関する課題

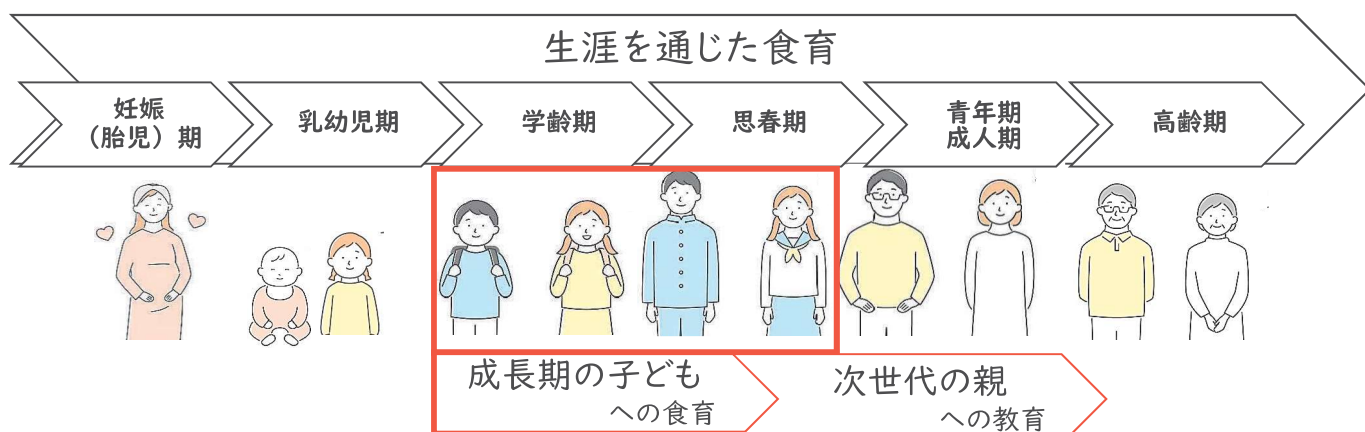
この子たちは10年後、自分で食事を選ぶ



学校においても積極的に取り組んでいくことが重要

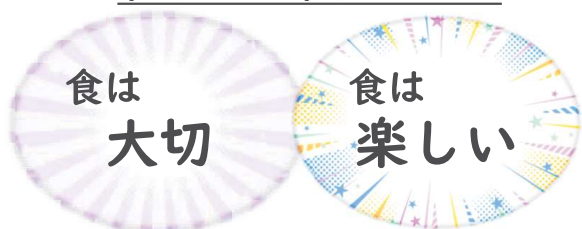
5

学校における食育の目的



- 健康な心身を育むために欠かせないもの
- 将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもの
- 全ての子供に等しくアプローチできる

私たちが伝えること



食の**自己管理能力**を育てる

正しい知識・情報に基づいて食を選択し、
自らの食生活を管理する力

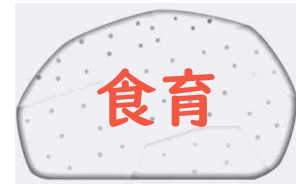
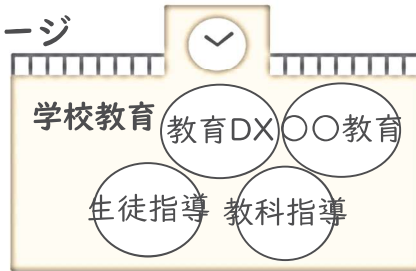
6

食育の位置づけ

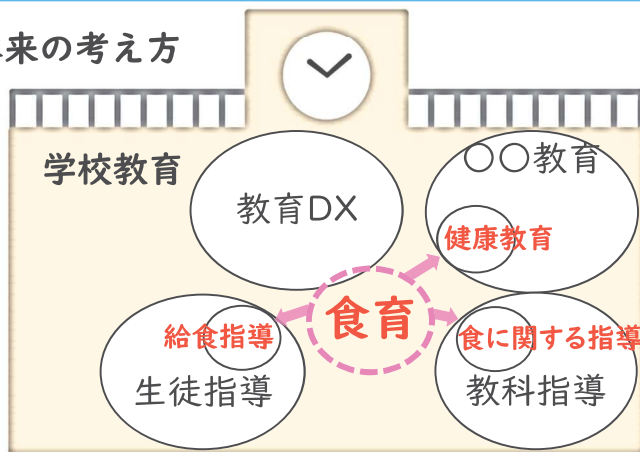
食育は、日々の教育活動の中にある



よくあるイメージ



本来の考え方



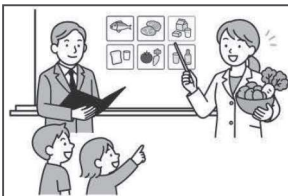
プラスαではなく、表面化



7

食育を支える「食に関する指導」

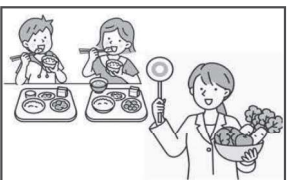
①教科等における食に関する指導



各教科や特別活動等の学習内容と関連付けながら、食に関する知識や理解を深め、よりよい食生活を考える力を育てる。

実施者：教科担任・学級担任
(栄養教諭等と連携)

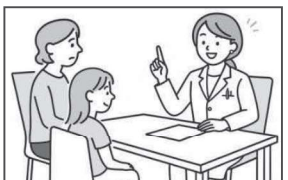
②給食の時間における食に関する指導



毎日の給食を教材として活用し、望ましい食習慣や食事のマナー、感謝の心などを実践的に身に付ける。

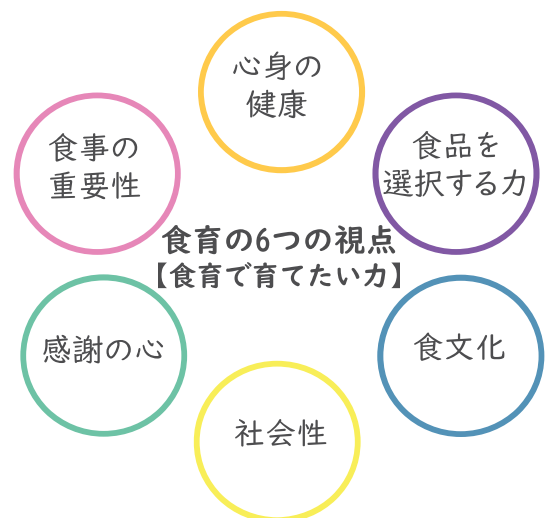
実施者：学級担任
(栄養教諭等と連携)

③個別的な相談指導



偏食や肥満・やせ傾向、食物アレルギーなど、個性の高い課題に応じ、家庭と連携しながら支援する。

実施者：主に栄養教諭・養護教諭
(担任、保護者、関係機関と連携)



学校教育活動全体を通して、
「食に関わる資質・能力」を育成する

8

国の動向（関係法令等）

◎食育基本法の改正（R8.5.20改正、5.27施行）

- ・目的に食料の合理的な価格形成への理解と食料安全保障の確保を追加
- ・食育の推進に中核的な役割を果たす栄養教諭を明示（指導体制の整備が必要）
- ・農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育の推進を追加
- ・農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等を図ることを明記

◎第5次食育推進基本計画（令和8年度～12年度）

基本的な方針

＜1＞学校等での食や農に関する学びの充実

＜2＞健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進

＜3＞国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

目標	現状値	目標値
○朝食を欠食する子どもの割合	6.4% (R7)	5%
○栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数 ※学校給食の時間を使った直接の指導、校内放送、食育だよりや掲示物の作成等の取組回数	月14.1回 (R7)	月15回以上
○学校給食における地場産物/国産食材の活用割合（金額ベース）	現状値 (R7) から維持・向上した都道府県の割合	90%以上 (43都道府県以上)

◎学校給食法の改正（H21.4.1施行）

- ・学校給食の目的として、食生活の改善に加え、食育の推進を位置付け（第1条）
- ・食に関する全体計画の作成と栄養教諭の役割を位置付け（第10条）

◎学校教育法

学習指導要領（平成29年告示）

- ・「児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うもの」とされている。
- ・総則に「食に関する指導の全体計画」の位置づけについて明記。

9

群馬県各種計画における食育関係目標値

（1）ぐんま食育こころプラン（第5次群馬県食育推進基本計画）

令和8年度から令和12年度の5か年計画

学校教育に関連する主な目標	基準値 (R7)	目標値 (R12)
○朝食を全く食べない小学生・中学生の割合	(小6) 1.1% (中3) 1.9%	0% 0%
○栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数	月12回	月12回以上
○学校給食における県産食材利用割合 (金額数ベース)	68.2%	現状値 (R7) 維持
指標項目	基準値 (R6)	
○学校給食ぐんまの日に「郷土食」を提供する学校給食施設数	169施設 (100%)	

（2）ぐんまこどもビジョン2025（こども計画）

令和7年度～令和11年度の5か年計画

学校教育に関連する主な目標	基準値 (R6)	現状値 (R7)	目標値 (R11)
○朝食を全く食べない小学生・中学生の割合	(小6) 1.2% (中3) 1.9%	1.1% 1.9%	0% 0%
○栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数	月10.6回	月12回	月12回以上

10

群馬県の学校における食育の方向性



「ぐんま食育こころプランー群馬県食育推進計画ー」
基本理念

食の大切さを理解し、食を通して
豊かな人間性を育む

群馬県教育委員会食育基本方針

食事は楽しく、
ともに語らいながら

- ◎朝食欠食の改善
- ◎野菜嫌いの解消
- ◎不適切な間食・夜食摂取の解消
- 共食の推進
- 食品に関する知識の定着
- 調理技能の習得

11

学校教育の指針（群馬県教育委員会）

健やかな体の育成

健やかな体の育成には、心身の健康の保持増進に向けた取組を充実させるとともに、運動を推進して体力を養うことや、食育を推進して望ましい食習慣を形成することが必要です。家庭や地域との連携を図りながら、教育活動全体を通じて、児童生徒が自分で考えて、自分で決めて、自分から取り組めるようにしましょう。

また、様々な自然災害の発生や、情報化の進展に伴う児童生徒の環境の変化等を踏まえ、児童生徒の安全・安心に対する関心が高まっていることから、安全に関する指導に努めます。

心身の健康の保持増進

○児童生徒の適正な健康管理

・適正な健康診断の実施と事後措置の徹底

・アレルギー疾患への対応

学校における食物アレルギー対応マニュアル

○心身の不調等の早期発見や、自己管理能力の育成

・自覚からの健康相談の強化と食事の活用 ・家庭や関係機関等との連携強化

○性に関する指導や、薬物乱用防止教育、がん教育等の充実

がん教育の手引き

○望ましい生活習慣の定着による健康づくりの推進

・肥満の予防・改善に向けた取組の充実

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針

食育の推進

□食に関する正しい知識の習得と自己管理能力の育成

・児童生徒の実態を踏まえた食に関する指導の全体計画に基づく組織的・計画的な取組

・給食の時間や各教科等における食に関する指導の充実

□望ましい食習慣の形成に向けた取組の推進

・食に関する健康上の諸問題に対する栄養教諭等による個別的な相談指導の充実

取組実践例

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/mext_00007.html

「食に関する指導の手引ー第二次改訂版ー」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm

○食に関する全体計画①②

- ・R2～新様式で作成を依頼
- ・実態・評価の数値化

○管理栄養士・栄養士の資格をもつ

栄養教諭等の専門性を生かす

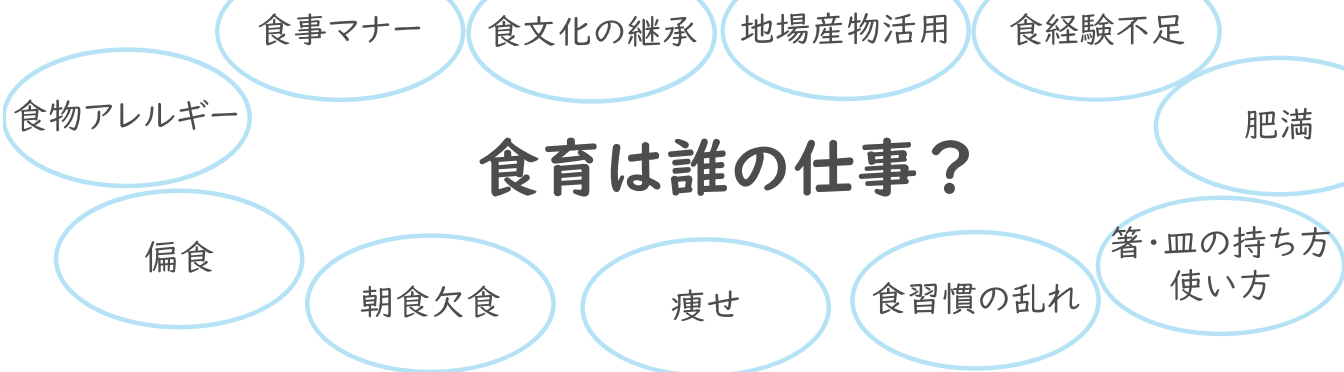
○養護教諭、担任等との連携

○栄養教諭による、各教科等における食に関する指導時間の目安 **年58時間**（H26県教委）

○栄養教諭による、給食を活用した食に関する指導の目安 **週4回以上**（R7文科省）

12

学校における食育の推進



食育は栄養教諭だけでは実現できない

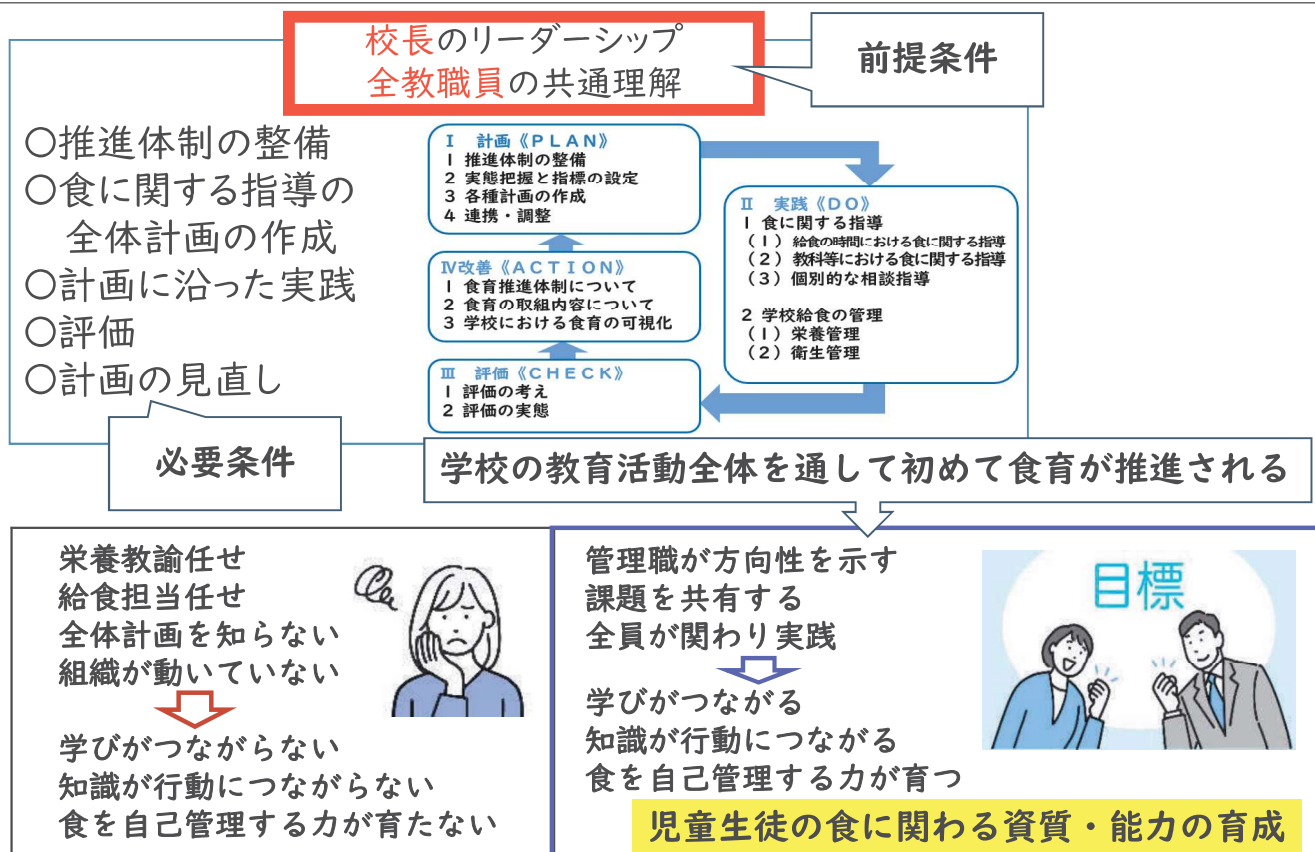


学校全体で取り組む教育活動

- 校長 → 推進体制を整える
- 担任 → 日々の指導
- 養護教諭 → 健康課題への対応
- 給食主任 → 校内調整
- 栄養教諭等 → 専門性を生かした中核的役割

13

学校における食育推進のポイント

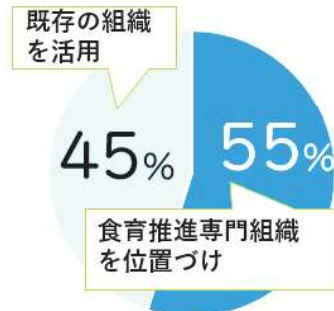


14

本県の学校における食育推進状況①

R7食に関する指導状況調査結果

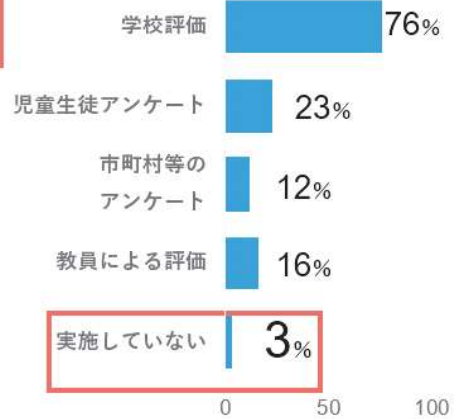
食育推進組織



全体計画の活用



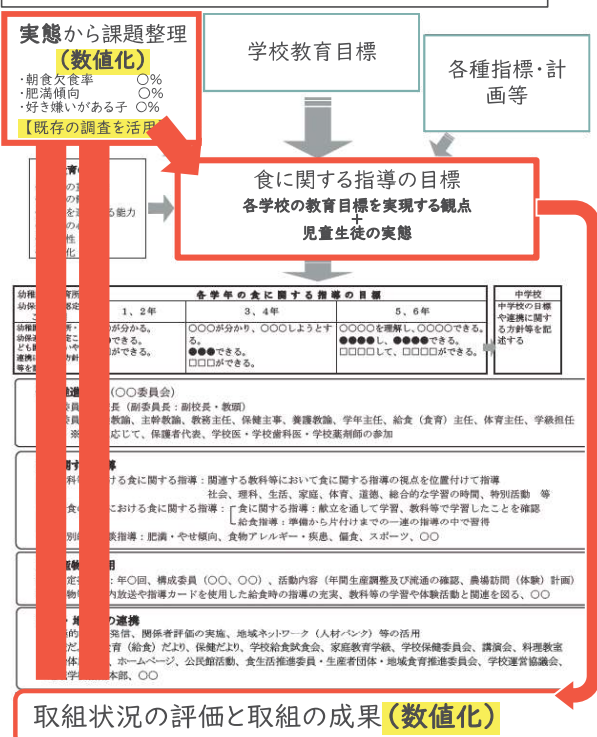
食育の評価の実施状況



- 機能する食育推進組織の整備
- 実態把握に基づく課題設定
- 全体計画の作成・活用と評価の充実

食に関する指導の全体計画

食に関する指導の全体計画①



食に関する指導の全体計画②

教科	4月	5月	6月	7月	8～9月	10月	11月	12月
学校行事計画	入学式	運動会	クリスマス作戦	運動会	運動会	学年終業式・表彰式	終業式	終業式
総合 体育	計画管理 生活科 道徳 理科 社会 外国語 英語 音楽 美術 保健体育 家庭科 総合的な学習の時間 特別活動 学校行事	総合的な学習の時間 生活科 道徳 理科 社会 外国語 英語 音楽 美術 保健体育 家庭科 総合的な学習の時間 特別活動 学校行事	総合的な学習の時間 生活科 道徳 理科 社会 外国語 英語 音楽 美術 保健体育 家庭科 総合的な学習の時間 特別活動 学校行事	総合的な学習の時間 生活科 道徳 理科 社会 外国語 英語 音楽 美術 保健体育 家庭科 総合的な学習の時間 特別活動 学校行事	総合的な学習の時間 生活科 道徳 理科 社会 外国語 英語 音楽 美術 保健体育 家庭科 総合的な学習の時間 特別活動 学校行事	総合的な学習の時間 生活科 道徳 理科 社会 外国語 英語 音楽 美術 保健体育 家庭科 総合的な学習の時間 特別活動 学校行事	総合的な学習の時間 生活科 道徳 理科 社会 外国語 英語 音楽 美術 保健体育 家庭科 総合的な学習の時間 特別活動 学校行事	総合的な学習の時間 生活科 道徳 理科 社会 外国語 英語 音楽 美術 保健体育 家庭科 総合的な学習の時間 特別活動 学校行事

【食に関わる単元等を月毎に整理】

- 教科・道徳、総合的な学習の時間
- 特別活動（児童（生徒）会活動、学級活動、学校行事、給食の時間）
- 学校給食の関連事項（行事食、地場産物、旬の食材等）
- 個別の相談指導
- 家庭・地域との連携

「いつ」「誰が」「どのように」
取り組むかを明確化

全年の指導のつながりと、
学校全体の食育の流れが見える

新様式で作成を依頼 (R2~)

教育センターHP【健康体育課】新様式テンプレート掲載



食に関する指導等の充実 文部科学省通知 (R7.4.30)

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について(通知)【概要】

令和7年4月30日付け
7 初 健 食 第 2 号

・栄養教諭による給食指導の単独実施の明確化
・週4回以上を目安とした食に関する指導への従事

指導計画の作成・評価への参画と、授業への積極的な関与

専門性を生かし、偏食、肥満・やせ、食物アレルギー等への相談・支援の中核を担う

校務分掌、学校行事、各種委員会、地域連携等への参画を明示
学級副担任、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA対応、部活動指導等

趣旨

・栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体的なものとして行うことを本来の役割としている。

・今後、栄養教諭等による食に関する指導等の充実を図るため、栄養教諭等が行う給食指導等の食に関する指導について整理を行うとともに、教育委員会等に対して、栄養教諭の一層の活用を依頼。

1. 給食指導及び給食を活用した食に関する指導について

- ・栄養教諭の免許を有する者は、給食の時間が学級活動に位置付けられているにもかかわらず、単独で給食指導を実施できる旨、明確化。
- ・今後、学校において栄養教諭の校務分掌を定めた上で、栄養教諭が積極的に単独で児童生徒に対する給食指導を実施することを期待。
- ・各栄養教諭が週の大半（おおむね週4回以上を目安）において、給食を活用した食に関する指導に従事することを期待。

2. 各教科等における食に関する指導について

- ・栄養教諭が、その専門性を生かしつつ、学級担任や教科担任等に対し、指導の参考となる資料を提供することなどはもちろん、学級担任や教科担任等による指導計画の作成や評価に当たって連携すること、さらにその指導計画に基づき直接指導を担うことにより、積極的に関わることを期待。

3. 食に関する健康課題の相談指導について

- ・偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等への個別の相談及び指導については、栄養教諭の重要な役割の一つ。
- ・栄養教諭は、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応し、児童生徒や保護者と直接、相談・支援するなど、他の教職員と連携しながら、校内体制の中で中心的な役割を果たす必要がある。

4. 栄養教諭の校務分掌について

- ・栄養教諭も他の教諭等と同様に、学校の運営管理に関する事項を校務分掌として担当することが期待されることから、令和5年7月5日付け「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）」で示した「栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例」について、右記の別表のとおり改正。

別表 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例 ※赤字は改正部分

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育その他の学校の教育活動に関すること	各教科等における指導に関すること 食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導その他の学校の教育活動への参画（チーム・ティーチング、教材作成等） 食に関する健康課題を有する児童生徒への個別の相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等） 食に関する健康課題に係る保護者からの相談への対応
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること 衛生管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握） 学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）
3	主として学校の組織運営に関すること 研修に関すること 保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること その他学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること 研修に関すること 保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること その他学校の管理運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営への参画 学校業務改善の推進 校内研修の企画、実施及び受講 教育委員会が実施する研修その他の職員を遂行するために必要な研修の受講 関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整 学校の安全計画等に基づく安全点検

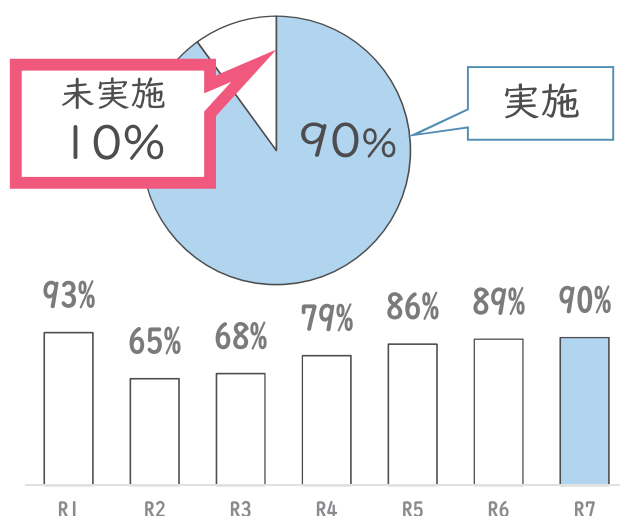
- (一) 上記に具体的な職務として掲げない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて栄養教諭が担うことが必要と校長が認める職務については、食に関するものに限らず、校務分掌に位置付けることが可能である。
- (二) 校長が具体的に校務分掌を定める際には、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA対応、部活動指導などの教師と同様に校務分掌を担うことが期待される。

17

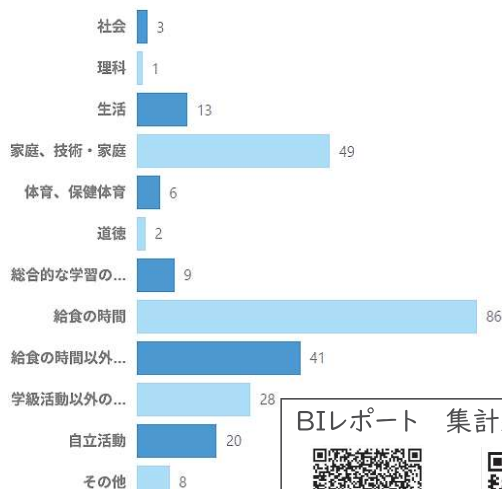
本県の学校における食に関する指導実施状況②

R7食に関する指導状況調査結果

栄養教諭等による食に関する指導



栄養教諭等による食に関する指導を実施した教科等 (%)



BILレポート 集計結果一覧



各教科等における、栄養教諭等による食に関する指導時間の目安 (H26栄養教諭標準職務内容 群馬県教委)

指導可能週29週 週に2時間の指導 = 年58時間

ICTを活用した食に関する指導の取組事例

人や地域とつながる



オンライン会議システムの活用

- ・給食センター見学
- ・生産者との交流
- ・家庭との相談指導
- ・地域の学校との発表交流



Zoom



Teams

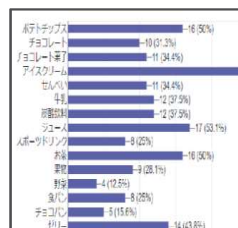


Goolemeet



GooaleClassroom

実態を把握する



フォーム・写真機能の活用

- ・各種アンケート（朝食・おやつ・食習慣等）
- ・結果の集計・分析
- ・写真等による食事記録
- ・デジタルポートフォリオを活用した振り返り



Googleフォーム



Googleスプレッドシート



写真



ロイノート

学びを深める



タブレット・クラウド・アプリの活用

- ・児童生徒による動画・掲示物・クイズ作成
- ・食育動画の配信
- ・クラウドでの教材共有
- ・企業の食育アプリの活用



YouTube



Googleスライド



パワーポイント



ロイノート



Canva



ドライブ

令和8年度栄養教諭配置状況

令和8年度栄養教諭配置状況（県内72名 令和8年4月1日現在）

中部		西部		吾妻		利根		東部	
前橋市	6	高崎市	16	中之条町	1	沼田市	1	桐生市	2
伊勢崎市	3	藤岡市	1	長野原町	0	片品村	1	太田市	13
渋川市	2	富岡市	2	嬬恋村	0	川場村	1	館林市	1
榛東村	1	安中市	3	草津町	0	昭和村	1	みどり市	4
吉岡町	1	上野村	1	高山村	0	みなかみ町	0	板倉町	1
玉村町	1	神流町	1	東吾妻町	0			明和町	1
		下仁田町	1					千代田町	1
		南牧村	0					大泉町	0
		甘楽町	1					邑楽町	0
中部 計	14	西部 計	26	吾妻 計	1	利根 計	4	東部 計	23
								県立学校	4
								県内合計	72

※休業・休職中の者は含む、教育委員会所属の者は含まない。

「学校給食ぐんまの日」

■ 絵画コンクール

「学校給食ぐんまの日」を普及するとともに児童生徒の食に対する興味関心を高めるため、学校給食を中心とした「食」に関する絵画を募集

R7応募作品数

2,235点



■ 「郷土食」の提供

「おっきりこみ」を含めた「郷土食」を提供するとともに、それを活用した地域の食文化等について、理解を深める取組

R7「郷土食」提供調理場数

169施設(100%)



学校給食を通して、群馬県の豊かな自然や農畜産物、生産者への理解を深め、ふるさとへの愛着を育む

令和7年度 実践協力調理場事業報告動画

共同調理場と学校が連携した食育推進体制の整備と食に関する指導の充実に関する調査研究

食の大切さを知り、自分の健康を守る児童生徒の育成
～給食センターと学校・家庭・地域の連携を通して～
富岡市学校給食センター

栄養バランスを考えた、ご当地産品を活用した給食が考案

<https://youtu.be/Nno155eU08A>

学校への希望調査様式を見直し、全学級での食育授業を実現しました。ICTを活用した給食指導や地元食材を生かした献立、親子料理教室など、多様な実践を通して食への関心と理解を高めています。

食事の重要性に気付き、栄養バランスを考えて食べる児童生徒の育成
～給食センターと学校との連携を通して～
館林市立学校給食センター

TTによる食育授業の充実や給食時間の計画的な指導、親子料理教室や試食会の実施に加え、万博献立や朝食をテーマにした動画配信などICTを活用した取組を展開し、学びを広げています。

<https://youtu.be/ciXUz10fyys>

食べることを大切に、何でも食べようと努力する児童・生徒の育成
～地場農産物を活用した献立と防災中核機能施設としての取組を通して～
榛東村学校給食センター

地場農産物を生かした献立づくりや給食センター見学、給食時間の動画配信などを実施。生産者取材やYouTube・LINEでの情報発信も行い、家庭・地域と連携しながら、食への関心や感謝の気持ちを育てる取組です。

<https://youtu.be/3r-AFOULJxM>

自分の健康を考え、より良い食生活に向けてチャレンジする児童生徒の育成
～楽しみながらみんなで学ぶ食育を目指して～
藤岡市学校給食センター

希望調査に基づく系統的な食育授業や全学級への給食時間訪問を実施。世界の料理や図書コラボ献立、地元生産者や高校生との交流、アルファ化米を用いた防災体験など、多様な体験的取組を展開しています。

<https://youtu.be/nfvHRNzvo>

食への興味関心を高め、好き嫌いを克服しようとする児童・生徒・園児の育成
～給食センター、学校、こども園、家庭、地域との連携を通して～
明和町立学校給食センター

こども園から中学校まで発達段階に応じた食育授業や給食指導を実施。地場産物の活用や生産者取材動画の配信、親子料理教室、SNS発信などを通して、食への興味関心を高める取組を進めています。

<https://youtu.be/KIRUNbXuUqo>

「食」を楽しみ、好き嫌いを克服しようとする児童生徒の育成
～地場産物を活用した取組を通して～
伊勢崎市第一西学校給食調理場

給食時間の系統的な食育指導や動画配信による学びの充実、地場産物を活用した「ふるさと給食」の実施、生産者取材動画の活用などを展開。掲示板やアンケートも活用し、食への関心と理解を高める取組です。

<https://youtu.be/H-3YkhVybvc>

食育関連資料

食に関する指導の手引
—第二次改訂版—

学校全体で取り組む食育の意義と具体的な指導方法を、日々の実践に生かせる形で整理した指導書

**栄養教諭を中核とした
これからの学校の食育**
～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～

栄養教諭を中心に、学校全体で食育を進める体制とPDCAに基づく実践のポイントが分かる冊子

栄養教諭の配置効果を、個別相談指導の成果をもとに分かりやすく示したリーフレット

**栄養教諭の配置効果
を御存知ですか？**
—様々な課題に対する相談指導—

NEW

中学生用食育教材

**「食」の探究と
社会への広がり**
～食を通して自分たちや社会をみつめよう～

すぐに使える食育教材

小学生用食育教材

たのしい食事つながる食育

23

